

世界優良株ファンド(毎月決算型)

愛称: **プライム コレクション** (毎月決算型)



追加型投信 / 海外 / 株式

[投資信託説明書(交付目論見書) | 2012.4.16]



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式))	年12回(毎月)	グローバル(日本を除く)	ファミリーファンド	なし

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページに掲載しております。
- ファンドの信託約款の全文は、投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書(請求目論見書)の交付を請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合は、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社において分別管理されています。

この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「世界優良株ファンド(毎月決算型)」の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年10月14日に関東財務局長に提出しており、平成23年10月15日にその効力が生じております。

ファンドの販売会社、基準価額などについては、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

T&Dアセットマネジメント株式会社

設立年月日: 1980年12月19日 資本金: 11億円
(資本金、運用純資産総額は2012年2月末日現在)

<照会先>

電話番号: **03-3434-5544** インターネットホームページ: <http://www.tdasset.co.jp/>
(受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第357号
運用する投資信託財産の合計純資産総額: 1兆2,405億円

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

野村信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色



ファンドの目的

- 信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。



ファンドの特色

- 長期的な値上がり益を獲得することを目標に運用を行います。

主として、マザーファンドを通じて世界主要国(日本を除く)の金融商品取引所に上場されている企業の株式およびそれに準ずる株式に投資し、配当等の収益を確保するとともに、長期的な値上がり益を獲得することを目標に運用を行います。

- 銘柄を30～50程度に絞り込みポートフォリオを作成します。

株式への投資にあたっては、T&Dアセットマネジメントが会社のブランド力、市場シェア、収益性、財務内容等を考慮し、ユニバースを決定します。その後、ボトムアップによる企業分析と一貫性のある定量的手法を用い、銘柄を30～50程度に絞り込みます。

- 原則として、毎月の決算時に収益の分配を行います。

毎決算時(毎月15日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。

- 原則として、為替ヘッジは行いません。

組入外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

- **ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルがファンドの運用のための情報および助言等の提供を行います。**

当ファンドの投資顧問会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルは、ゴールドマン・サックス・グループの投資運用部門に属し、世界の個人投資家の資産運用や機関投資家、政府系機関の資金運用を行っております。国内外の株式や債券、為替、その他代替投資も含め、様々な運用を提供しております。

外国株投資の入門編として

- **世界的に知名度が高い銘柄に投資します。**

当ファンドは世界的に知名度が高い海外の優良企業に投資します。外国株投資の第一歩としてお考えいただけます。

- **投資対象の組入銘柄を月次で全て開示しています。**

全組入銘柄をマンスリーレポートで開示することにより、ファンドの透明性確保に努めています。
(マンスリーレポートは委託会社のホームページにてご覧いただけます。
<http://www.tdasasset.co.jp/>)

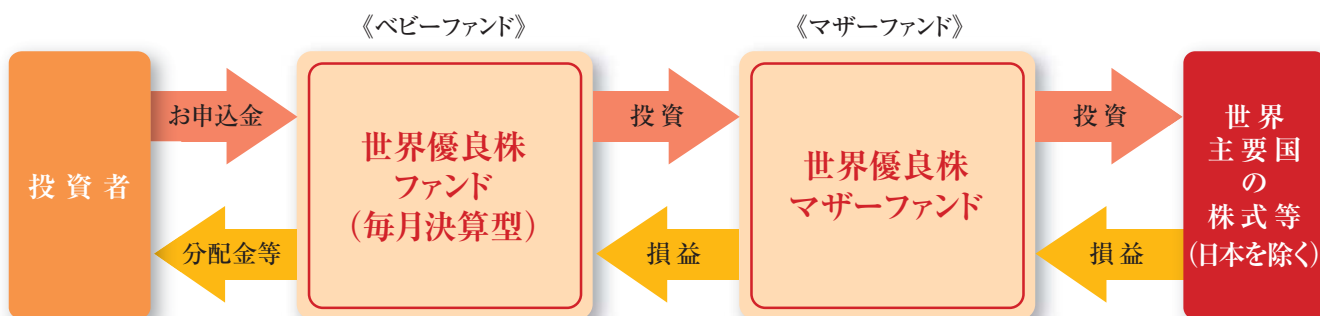
一流企業には一流企業である理由があります。

- **世界的な厳しい競争を勝ち抜いた“勝ち組”企業に投資**

海外の優良企業は、世界的マーケットのなかで厳しい競争を勝ち抜いた企業です。それゆえ、収益および財務体質は一般に盤石であるといえるでしょう。当ファンドは、こうした世界で一流の“勝ち組”企業のなかから銘柄を厳選し集中的に投資するファンドです。強い企業がより強くなる成長ステージを捉え、安定した収益の確保をめざします。

- **ファンドの仕組み**

当ファンドは、世界優良株マザーファンドを親投資信託(マザーファンド)としたファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



● 運用プロセス

初期スクリーニング

MSCI-KOKUSAIインデックス銘柄を中心にスクリーニング

- ・世界的に商品やサービスのブランド力および知名度が高い企業
- ・当該商品やサービスの分野で高い競争力を今後も維持しつづける可能性のある企業

投資ユニバースの構築

下記要件の分析を重視し200～300銘柄にスクリーニングし、投資ユニバースを決定

- ・財務の安定性
- ・利益成長の確実性
- ・利回り水準

モデルポートフォリオの構築

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルによる助言

投資対象企業リストの構築

投資ユニバースから、グローバル・ネットワークを活用したボトムアップ調査に基づいて長期的な収益成長力を有すると考えられる銘柄群から構成される投資対象企業リストを構築。

組入銘柄の選択および組入比率の決定

投資対象企業リストから主に企業業績予想モデルによる分析および定量的なバリュエーション分析に基づいて組入銘柄を抽出し、当該銘柄に対する確信度およびポートフォリオ全体の定量的なリスク指標によるリスク管理に基づいて各銘柄の組入比率を決定。

30～50銘柄程度からなるポートフォリオを構築

最終ポートフォリオの構築

※MSCI-KOKUSAIインデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを捉える指数です。当インデックスに関する全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その正確性及び完全性をMSCIは何ら保証するものではありません。その著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

※当該指標は当ファンドの運用目標ではありませんが、運用報告書等における運用成果分析のための参考指数として用いることがあります。

● 主な投資制限

- 株式への投資割合 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への投資割合 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの使用 有価証券先物取引等は、価格変動リスクの回避等を目的に行います。

● 分配方針

毎決算時(毎月15日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

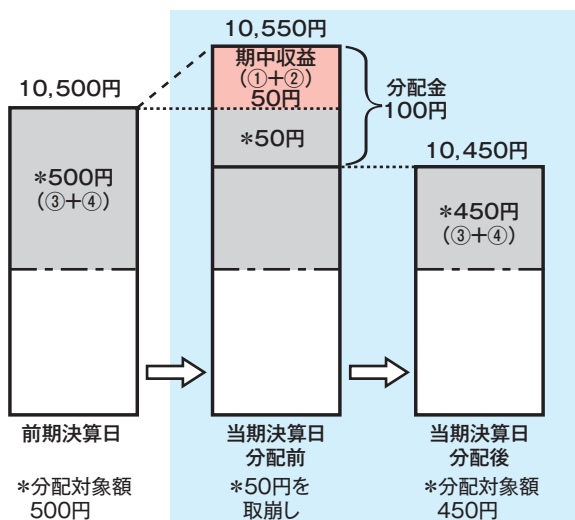
投資信託で分配金が支払われるイメージ



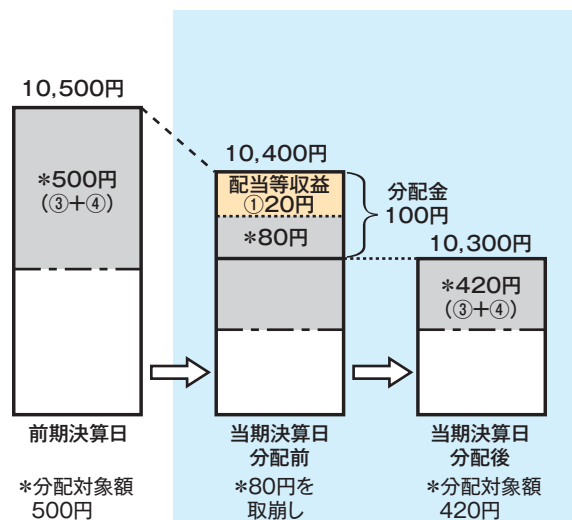
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

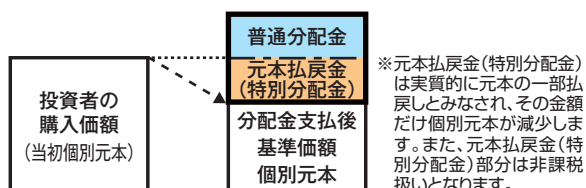


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

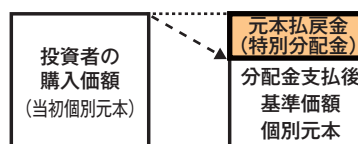
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

投資リスク



基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。

したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

株価変動リスク	株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。



その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。



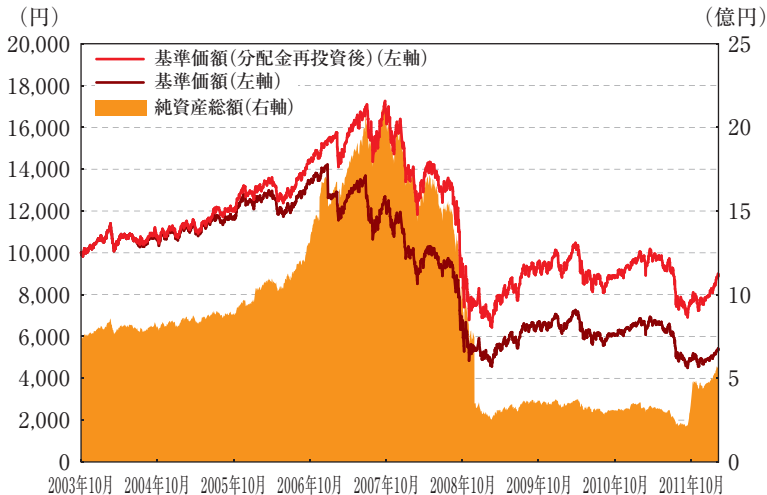
リスクの管理体制

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

運用実績

2012年2月29日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資後)の推移は税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
 なお、基準価額および基準価額(分配金再投資後)は信託報酬控除後です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2012年2月	75円
2012年1月	75円
2011年12月	75円
2011年11月	75円
2011年10月	75円
直近1年間累計	640円
設定来累計	5,180円

主要な資産の状況

●組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数37)	国	業種	比率
EMC	アメリカ	情報技術	5.0%
ノバルティス	スイス	ヘルスケア	3.8%
リード・エルゼビア	イギリス	一般消費財・サービス	3.8%
ゼネラル・エレクトリック	アメリカ	資本財・サービス	3.7%
CMEグループ	アメリカ	金融	3.6%
マイクロソフト	アメリカ	情報技術	3.3%
ペプシコ	アメリカ	生活必需品	3.2%
バイエル	ドイツ	ヘルスケア	3.2%
トラベラーズ・カンパニーズ	アメリカ	金融	3.1%
ウォルト・ディズニ	アメリカ	一般消費財・サービス	3.0%

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。

●投資比率

株式	92.2%
コール・ローン、その他	7.8%
合計	100.0%

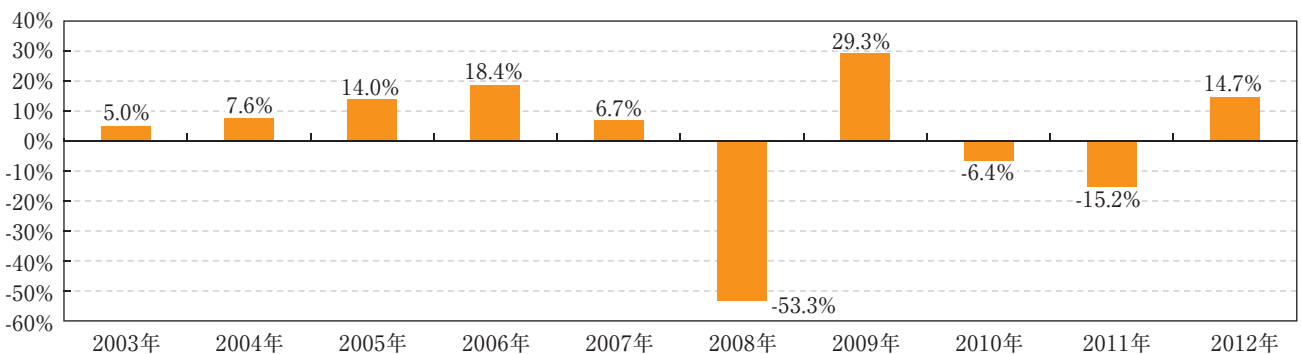
※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。

●組入上位業種

業種	比率
金融	15.9%
ヘルスケア	14.9%
情報技術	14.9%
生活必需品	11.7%
一般消費財・サービス	11.4%
その他業種	23.4%

※組入上位業種の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。
 ※2003年は設定日(10月20日)から年末まで、2012年は1月から2月末までの騰落率を表示。

◆本資料の内容は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	平成23年10月15日から平成24年10月17日まで 期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(平成15年10月20日設定)
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、その他やむを得ない事情が発生した場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	1月および7月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
申込不可日	下記に該当する日には、販売会社が営業日であっても購入・換金のお申込はできません。 <申込不可日> ・ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.15%(税抜3.0%)以内 で販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、ファンドの純資産総額に 年1.554%(税抜1.48%) の率を乗じて得た額とします。 ※ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または償還時にファンドから支払われます。 〔運用管理費用(信託報酬)の配分〕			
	各販売会社の取扱いに係る純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
	100億円未満の場合	年0.7434%(税抜0.708%)	年0.735%(税抜0.70%)	年0.0756%(税抜0.072%)
	100億円以上300億円未満の場合	年0.7224%(税抜0.688%)	年0.756%(税抜0.72%)	
	300億円以上500億円未満の場合	年0.6909%(税抜0.658%)	年0.7875%(税抜0.75%)	
500億円以上の場合	年0.6594%(税抜0.628%)	年0.819%(税抜0.78%)		
その他の費用・手数料	【監査費用】 毎日、ファンドの純資産総額に年0.00735%(税抜0.007%)の率を乗じて得た額とし、ファンドでご負担いただきます。 【その他】 組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、組入資産の保管等に要する費用等をファンドでご負担いただきます。 これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。			

※上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

●税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

- ・上記は、平成24年2月末日現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。